

論壇



功 前田 いさお

親の知る権利と学校の説明責任

わが子に突然自殺されその原因がわからない親が、「学校で何があったのか教えてほしい」と思うのは当然のことである。ところが、この「当然のこと」がなかなか実現できないのが今の日本の現実である。

一九九一年九月、私の娘は自殺した。東京都町田市の中学一年生だった。当初、原因に思い当たるところがなかった。学校は「いじめはなかった」とマスクミに発表する一方で、金校生徒に娘の死を伝えた後、作文を書かせていた。やがて私たち遺族にも、「いじめを苦にしていたらしがことがわかつてきた。

入手した情報を学校に伝え、調査事柄だけを訂正するという対応を

公開条例や個人情報保護条例を使って学校の中のことを探つたが、わが子のことを、こういった制度を使わなければ知ることができないといふこと 자체異常なことである。

学校の壁は厚かった。それでも漏れてくる情報を組み合わせて、うそを指摘すると、言い逃れのできない

作文を開示訴訟では東京高裁が九九年八月、開示を認めなかつた一審判決を支持し、私の控訴を棄却した。

しかし、学校の調査・報告義務を問

私は三年一月、生徒たちが書いた作文の非開示処分の取り消しを求める訴訟を提起した。ただ、この裁判は学校の情報の一部である作文の開示・非開示についてしか判断を求めていないという限界があった。

このため、さらに九五年二月、「学校の調査・報告義務を問う訴

学校は繰り返した。
ある、子どもが亡くなつた時点で親と学校の関係は切れると主張し続けた。まるで「死んでしまえばおしまい」といわんばかりである。

私が裁判を起こした目的は、責任追及にあるのではない。悩み苦しみ自死を選ばざるを得なかつた娘の気持ちを少しでもわかつてやりたい、

もとの関係においてのみ学校と関係がある、子どもが亡くなつた時点で教委は、対応のまづきを謝罪し、今後は保護者と情報交換し、真摯に話し合う」という、親の知る権利と親と学校の関係は切れるときの問題を果たすことがある。

う訴訟は九九年十一月、「学校・市民の不信を解く力が情報の共有である。学校が情報を親に開示して説明責任を果たすことにある。

学校が情報を隠し説明責任を果たすとしない場合、裁判官にも、学

校の対応に問題があるのはわかる

と思う。しかし、法の不備を、個々の

裁判官の解釈や努力によって補うの

は限界があり、困難をともなう。

私たちの場合、作文の開示につい

ては裁判官の理解を得られなかつた

が、学校の調査・報告義務を問う訴

讼については、運良く人間性あふれ

ては裁判官の理解を得られなかつた

が、学校の調査・報告義務を問う訴

讼についても、運良く人間性あふれ

た裁判官に遭遇し、最終的にこの当

たり前のことについて理解を得ること

ができた。そういう幸運がなければ、さらに不幸な状態に置かれるこ

とに至つたと思ふ。

親の知る権利、学校の説明責任を明記した法律の制定が急がれるべきである。

わかれり、その基礎には相互の信頼がなければならない。しかし、現実には不信が渦巻くことが多い。